

第5章 平成17年広島県産業連関表 作成作業の概要

第1節 産業連関表の作成概要

産業連関表の作成は、基本要綱の決定、これらに基づく計数の推計を行うための資料の収集・整理、計数の推計と調整、結果の公表という手順で行われる。その資料が膨大であり、作業内容も広範多岐となることから、事業期間は5年間にわたっている。

1 作成経過

(1) 作成基本要綱の決定

平成17年8月に国の「平成17年(2005年)産業連関表作成基本要綱」が決定され、これを参考として、広島県でも、平成19年8月に「平成17年広島県産業連関表作成基本要綱」を決定した。基本要綱で①産業連関表の概念及び定義、作成すべき表についての取扱い、②作業組織、作業期間及び作業スケジュール、基本分類、統合分類などを決定した。

(2) 基礎資料の収集・整備

産業連関表の作成に当たっては、国・県の各種統計資料、業務資料及び各種照会資料等利用可能な様々な資料を利用した。また、「商品流通調査」を実施した。

(3) 計数の推計・調整

計数の推計・調整の手順は、①産業連関表の右端と下端に計上される部門別の県内生産額の推計、②最終需要額(移輸入を含む。)の推計、③投入額(粗付加価値部門を含む。)の推計、④バランス調整、である。このようにして一つの表にまとめあげたものが、産業連関表の中核となる「取引基本表」である。

ア 県内生産額の推計

部門別の県内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、まず、第一に推計される計数であり、産業連関表の行及び列の両面を制御するきわめて重要な数値であることから、コントロール・トータルズ(Control Totals)、略してCTとも言われている。

推計は、各産業で生産されたすべての財・サービスを約 3,600(10桁分類)の細品目に整理し、これを基本分類の6桁部門ごとに分類し集計した。

イ 最終需要額(移輸入を含む。)の推計

産出額推計は、部門別の県内生産額がどの生産部門又は最終需要部門に対して販売されたのかを示す行部門のヨコの内訳額を推計するものである。しかし、全国表と同様の方法を用いて推計するためには、総供給と総需要をあらかじめ決めることが必要となり、資料上の制約もあって、これをあらかじめ決めることはできない。そのため、産出額の推計は行わず、最終需要部門(移輸入を含む。)の推計のみを行った。

推計は、最終需要の各部門ごとに、各種統計資料を用いて行った。

ウ 投入額推計

投入額推計は、部門別の県内生産額がどのような費用構成および(粗)付加価値構成により生産されたものであるかを示す列部門のタテの内訳額を推計するものである。

推計は、全国表の投入係数及び各種統計資料等を用いて行った。

エ バランス調整作業

産業連関表はタテ方向でみた生産額とヨコ方向でみた生産額が一致している必要がある。しかしながら、本県の産業連関表は、タテ方向の推計によって取引基本表の初期値としているため、推計に用いた統計資料の誤差などによって、初期値段階でタテの計とヨコの計が一致することはまずない。そこで、タテの計とヨコの計を一致させる作業が必要になる。この作業をバランス調整という。平成17年表では、①RAS法による収束計算、②産出側の資料による個別修正、③投入側の資料による個別修正などで調整を行った。

(4) 各種係数表の作成

①投入係数表、②逆行列係数表、③生産誘発係数表、④粗付加価値誘発係数表、⑤移輸入誘発係数表を作成した。

(5) 付帯表の作成

付帯表として雇用表を作成した。

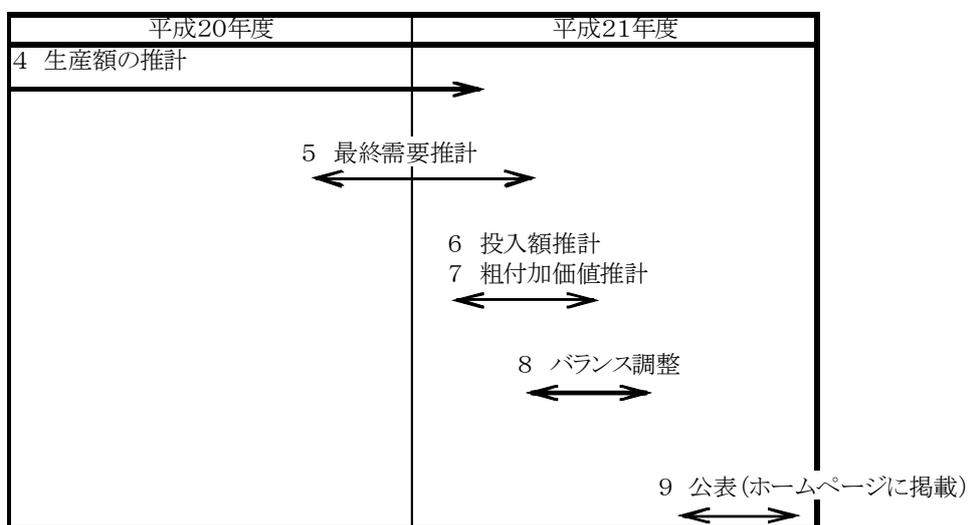
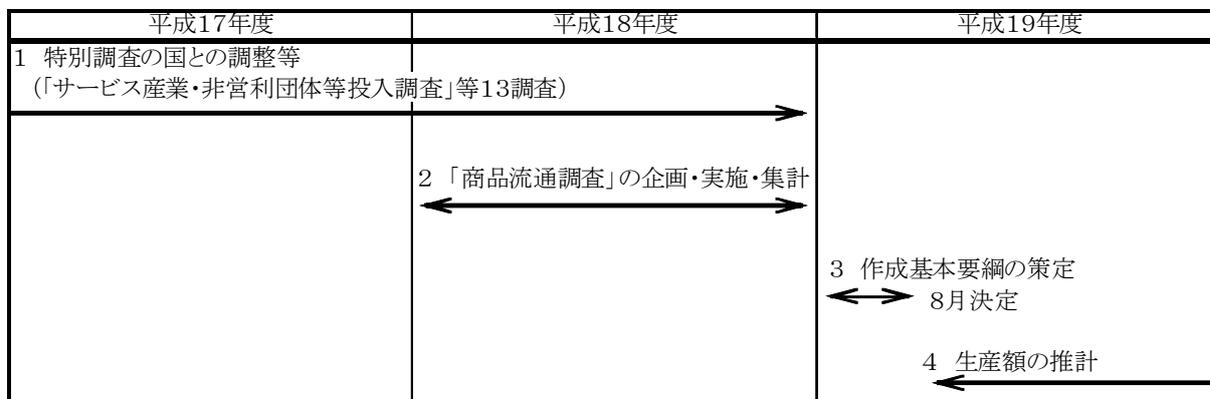
(6) 結果の公表

取引基本表、各種係数表及び付帯表が完成した段階でとりまとめ、公表する。また、インターネットによる情報提供を行う。

2 作成スケジュール

作成スケジュールは、図5-1のとおりである。

図5-1 平成17年広島県産業連関表作成スケジュール



第2節 産業連関表の概要

1 作成の目的

広島県県民経済計算体系の一環として、本県の経済構造を総体的に明らかにするとともに、県民所得推計、経済構造の分析、経済の予測、経済政策の効果測定及び生産波及効果分析等を行うための基礎資料として作成・公表する。

2 産業連関表に記録される対象期間と地域的範囲

(1) 対象年次及び記録の時点

平成17年暦年(平成17年1月～12月)

全国表は、昭和30年表以来、西暦年の末尾に0と5のつく年を作成年次とし、1月から12月を対象期間としている。広島県でも、これに合わせ昭和60年表からは、全国表の作成年次と同じ年を対象年次とし、今回は、平成17年暦年を対象年次とした。

記録の時点は、従前と同様、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」である。

(2) 地域的範囲

広島県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とした。

3 部門分類

(1) 部門分類の概念

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する部門の分類を「部門分類」という。

なお、「最終需要」及び「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

(2) 部門分類の原則

部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、「事業所・企業統計調査」、「工業統計調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所で二つ以上の活動が行われている場合には、原則として、それぞれの生産活動ごとに分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

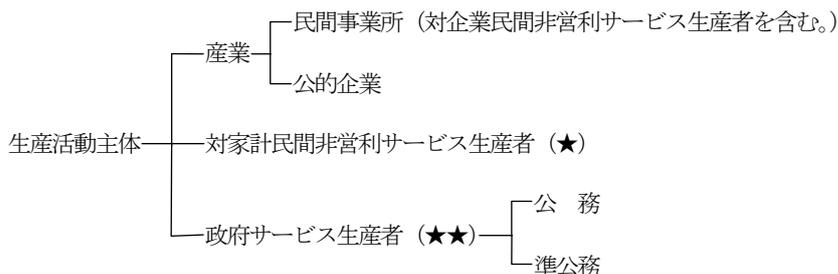
例えば、製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。鉄道会社が鉄道輸送とバス輸送を行ってれば、鉄道輸送の生産活動とバス輸送の生産活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。

このように、産業連関表は、アクティビティベースの部門分類により作成されており、このことから「商品×商品(C×C)」の表といわれる。

(3) 生産活動主体分類

産業連関表がその取引活動を記録する財・サービスは「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」を対象としている。産業の生産活動による「商品」が主であるが、この他に主として政府及び対家計民間非営利団体から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」も含まれる。

産業連関表では、これらの関係を明らかにするため、「生産活動主体分類」を設けている。「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に分類するものである。



この意味で、産業連関表の基本分類は、アクティビティベースの「生産活動単位に基づく分類」と財・サービスの生産・供給主体に基

づく「生産活動主体分類」の二重の機能を有していることとなる。

(注) 生産活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に★印を付すことによって区分する。

- 無印 産業
- ★ 対家計民間非営利サービス生産者
- ★★ 政府サービス生産者

(4) 統合分類

生産額の推計については基本分類の407部門で行い、投入額、最終需要及び粗付加価値の推計及びバランス調整作業は統合細分類(190)部門で行った。

国の統合分類を基本とし、広島県の産業構造の特色を考慮して、次の分類で公表することとした。

- ・統合小分類(108部門)
- ・統集中分類(43部門)
- ・統合大分類(13部門)

4 地域及び移輸入の扱いと表形式

地域内競争移輸入型表(再移輸出を含まない。)とする。

地域産業連関表は、地域の扱いや移輸入品の扱いによってその形式が異なってくる。

(1) 地域の扱い

地域の扱いは、地域内表と地域間表の二つの形式がある。

ア 地域内表

一地域内の経済活動のみを対象として作成されたものであり、他の地域との取引関係は移輸出、移輸入として一括して取り扱うものである。

イ 地域間表

複数の地域を対象とし、地域内の産業間の関係だけでなく、移輸出入を通じた地域間の産業間の関係をも取り扱うものである。本県では、産業連関表作成の目的が県内の産業間取引の把握等にあること及び資料上の制約から「地域内表」を作成することとした。

(2) 移輸入の扱い

移輸入の扱いは、次の四つの方式がある。

ア 完全競争移輸入型

同じ種類の財については、県産品と移輸入品との区別を行わず、全く同じ取り扱いをする方式である。移輸入品については、マイナス項目として移輸入部門を設けて、ここで一括して控除する。

イ 競争・非競争混合移輸入型

一部の主要な移輸入品についてのみ非競争移輸入型で処理し、他の移輸入品は競争移輸入型で処理する方式である。

ウ 完全非競争移輸入型

この方式は、全く同じ種類の財であっても県産品と移輸入品とを区別して、別々の財のように取り扱う方式である。

エ 非競争移輸入型(簡略型)

ウの移輸入部門の行を一本にし、財別の表示を省略して処理する方式である。

競争移輸入方式では、移輸入品の投入比率が中間需要、最終需要を問わずすべての部門について同一であると仮定して分析が進められる。これに対して、非競争移輸入方式では、現実の移輸入品の投入構造が明らかになされており、競争移輸入方式のように仮定をおく必要がないという点で、経済構造の現状分析に関して優れているとされる。一方、経済の予測・計画の場合には、競争移輸入方式における移輸入係数の方が、非競争移輸入方式における移輸入品投入係数よりも安定的であること等から、競争移輸入方式のほうが優れているとされる。本県では、資料上の制約もあり、経済予測・計画に適している「完全競争移輸入方式」を採用した。

なお、「完全競争移輸入型」、「競争・非競争混合移輸入型」、「完全非競争移輸入型」及び「非競争移輸入型(簡略型)」の表形式は図5-2のとおりである。

図 5-2 競争移輸入型及び非競争移輸入型表

① 完全競争移輸入型 (ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	移輸出	(控除) 移輸入	県内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加 価 値	10	15	55	35					
県内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値部門及び移輸出を除く各マス目の数値は、県産品と移輸入品との合計額である。

② 競争・非競争混合移輸入型 (ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	移輸出	(控除) 移輸入	県内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A (移輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加 価 値	10	15	55	35					
県内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、移輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品 B, C, Dについては県産品と移輸入品の合計額が計上されている。

③ 完全非競争移輸入型 (基本型) (ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	移輸出	(控除) 移輸入	県内 生産額	
県産	A	5	10	20	10	5	0	0	—	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	—	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	—	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	—	150
移輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100	—
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35	—
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50	—
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25	—
粗付 加 価 値	10	15	55	35						
県内 生産額	50	100	160	150						

④ 非競争移輸入型 (簡略型) (ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	移輸出	(控除) 移輸入	県内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	—	50
B	10	10	30	10	20	10	10	—	100
C	5	10	5	40	30	30	40	—	160
D	5	5	15	15	55	25	30	—	150
移輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	—
粗付 加 価 値	10	15	55	35					
県内 生産額	50	100	160	150					

(注) 移輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

5 価格評価

(1) 金額による評価

各財には、それぞれ固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを量ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が除去され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計算することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各経済活動の大きさを評価している。

(2) 価格の評価方法

取引基本表は、個々の取引が金額によって記録されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。

実体経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的または時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等により価格が異なることがあるからである。例えば、同じ会社の製品でも需要期か非需要期かで、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」という。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

ア 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか

イ 「実際価格」によるか「統一価格」によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4通りの価格評価ができる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

本県では、「①実際価格による生産者価格評価」を採用しており、これによる取引基本表を「生産者価格評価表」と呼ぶ。

(3) 生産者価格評価表と購入者価格評価表

生産者価格と購入者価格との相違は、個々の取引額に流通経費、すなわち商業マージン及び県内貨物運賃が含まれているか、いないかである。

生産者価格評価表は、個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び県内貨物運賃については、購入側の部門(列)と商業(行)及び運輸業(行)との交点に一括計上する。

これに対して、購入者価格評価表は、商業マージン及び県内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には、「コスト商業」並びに「旅客運賃額」及び「コスト運賃」(本節7(2)参照)のみが計上され、商業マージン及び県内貨物運賃は商業及び運輸業の行部門には計上されないことになる。

(4) 輸出及び輸入の価格評価

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡しのFOB(Free on Board) 価格(商業マージン及び県内貨物運賃込みの価格)で評価する。

推計資料として用いられる「貿易統計(財務省)」は、普通貿易の輸出品が本船渡しのFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び県内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF(Cost Insurance and Freight) 価格によって評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額は、CIF価格に(控除) 関税及び(控除) 輸入品商品税を加えたものが計上されている。

6 消費税（付加価値税）の扱いと表形式

消費税は、原則として、国内において行われる財・サービスのすべての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であると言われている。しかも中間取引段階において税が累積しないよう仕入れに係る税額が控除される。

このため、消費税は、中間需要部門における取引については、原則としては、購入側（投入側）において仕入れに係る税額が控除される。産業連関表では、中間投入額は、結果としてネット価格（控除可能な税を除いた価格）で評価されることになり、一般的にはこれに即した表示が必要とされと考えられる。

消費税の表章形式は、図 5-3 のようなものがある。

(1) グロス表

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて作成される表を「グロス表」（又は「税込み表」）という。

税の記述をみると、内生部門に含まれる税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、実際は累積排除のため購入側（投入側）において控除されているにもかかわらず投入金額に含まれている。

(2) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量に変化がないのに取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える税は、投入係数の安定性を目指す産業連関表においては取り除く必要がある。このため、すべての取引において、取引金額に占める税額を完全に取除いて作成される表を「税抜き表」という。

(3) ネット表

次のような意味をもって作成される表を、「ネット表」と呼ぶこととする。

ア 仕入金額に占める仕入れに係る税額のうち、控除可能な税額のみを内生部門から取り除き、外生部門（粗付加価値部門及び最終需要部門）に上乗せして作成される表。

イ 免税事業者の仕入れに係る税額のように控除不能な税額は仕入れ価格の上昇分として投入額に織り込まれる。

本県では、消費税納税額は、間接税の一部として含まれた形にするのが一般的取扱いであることや資料上の制約もあり、全国表の表章形式と同様に、消費税納税額を粗付加価値部門の「間接税」に含めるとともに、控除税額を各取引額に含めるグロス表示とした。

図 5-3 消費税の表章形式（ひな型）

① グロス表の例

	中間需要					中間 需要計	最終需要				県内 生産額
	A	B	C	D	E		消費	投資	移輸出	移輸入	
中間 投入	A		840			840				-210	630
	B			945		945			100		1045
	C				1050	1050		105	200		1355
	D	105				105	210	840	315	400	1765
	E			105	105	210	420	105			735
中間投入計	105	840	1050	1155	105	3255	1260	525	700	-210	5530
付 加 価 値	500	200	300	600	600	2200					
納 税 額	25	5	5	10	30	75					
県内生産額	630	1045	1355	1765	735	5530					

(注)1 免税となる輸出を除き、全ての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。

2 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.05=税込み(グロス)とはならない。

② 税抜き表の例

	中間需要					中間 需要計	最終需要				県内 生産額
	A	B	C	D	E		消費	投資	移輸出	移輸入	
中間 投入	A		800			800				-200	600
	B			900		900			100		1000
	C				1000	1000		100	200		1300
	D	100				200	800	300	400		1700
	E			100	100	200	400	100			700
中間投入計	100	800	1000	1100	100	3100	1200	500	700	-200	5300
付加価値	500	200	300	600	600	2200					
県内生産額	600	1000	1300	1700	700	5300					

(注)「控除可能な税額」だけを抜いて、「納税額」及び「控除可能な税額(家計消費等に含まれる。)」を残す方法も考えられる。

③ ネット表の例

	中間需要					中間 需要計	最終需要				県内 生産額
	A	B	C	D	E		消費	投資	移輸出	移輸入	
中間 投入	A		800			800				-200	600
	B			900		900			100		1000
	C				1000	1000		105	200		1305
	D	100				200	840	315	400		1755
	E			100	100	200	420	105			725
中間投入計	100	800	1000	1100	100	3100	1260	525	700	-200	5385
付加価値	500	200	300	600	600	2200					
納税額	0	0	5	55	25	85					
県内生産額	600	1000	1305	1755	725	5385					

(注)1 免税となる輸出を除き、全ての取引において5%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。

2 行側の合計値を県内生産額とし、列側の県内生産額と同値を計上している。列の合計値との差額が納税額となる。

7 特殊な扱いをする部門

(1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに沿って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなる。

これを避けるため、産業連関表では、商業・運輸部門を経由させないで、部門間で直接取引が行われたように記述し、商業マージン及び県内貨物運賃を需要先別に一括計上することとしている。

具体的には、生産者価格評価表では、取引の過程で付加された商業マージン及び県内貨物運賃を、購入者側の部門と商業及び運輸の交点に一括計上している。

購入者価格評価表では、生産者側の部門の財を購入者側の部門が購入するまでに、何回流通業者の手を経ようと、両部門の交点に、生産者側の部門の出荷価格(生産者価格)とそれまでに要した流通経費(商業マージン及び県内貨物運賃)の合計額を一括計上している。

(2) コスト商業とコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの経費については、生産者価格評価表、購入者価格評価表いずれの場合においても、「コスト商業」及び「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

ア コスト商業

(ア) 輸入商品はCIF価格で評価されるが、商品の輸入業務に関連する外国商社の代理店からのサービスの提供は、CIF価格に含まれず、そのサービスの対価としての代理店への手数料支払いとして扱われる。このような支払いは、商業の輸入として「特殊貿易(輸入)」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先(列部門)を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

(イ) 中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。

具体的には、家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相

当する。この場合、中古品自体は当期の生産物ではないので産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であるため、その取引マージンのみを計上する。

イ コスト運賃

(7) 生産工程の一環として行われる輸送活動(つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動)に伴う経費

- a 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用
- b 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用
- c 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

(4) 引越荷物、旅行用小切手、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理(輸送業者への支払)は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越荷物・旅行手荷物については、部門間の取引を伴う(運賃を発生させる)ものではなく、引越者や旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越者や旅行者のコスト運賃となる。中古品の扱いについては、コスト商業と同様に考える。

(3) 屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほか、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成されることから、原則として一つの部門に一つの生産物を対応させる必要がある。そこで屑・副産物については、特殊な扱いが必要となる。

その取り扱い方法として、

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式
- ③ マイナス投入方式(ストーン方式)
- ④ 分離方式

の四つの方法がある。本県では、原則として「③ マイナス投入方式(ストーン方式)」によって処理した。

以下、四方式の表章方法について、「石油化学部門が主生産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、石油化学製品を樹脂部門に、LPGを家計部門にそれぞれ販売している場合」を例として説明する。(図5-4)

ア 一括方式

主生産物の合成樹脂原料と副産物のLPGとを区別せずに、一括して、石油化学部門の生産額を、樹脂原料(100)+LPG(10)=110として計上する考え方である。家計部門に販売されたLPG(10)は、表上は、石油化学の販売として記録される。

石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も考えられる。

イ トランスファー方式

石油化学部門の副産物であるLPG(10)をいったんLPG部門に産出し(トランスファー)、LPG部門を経由して家計部門に産出させる方式である。

石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも県内生産額として計上されることとなる。

分析上の観点からみると、樹脂原料に対する需要は、LPGに対して影響を及ぼさないが、LPGに対する需要は、石油化学の生産を誘発するという結果を引き起こすことになる。

ウ マイナス投入方式(ストーン方式)

石油化学部門の生産は、合成樹脂原料の(100)であるが、副産物として発生したLPG(10)を、LPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととする。LPG部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)である石油化学部門にマイナス、消費部門(列)である家計消費部門にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は差し引きゼロとなる。

この方式では、石油化学部門で発生したLPGは、行、列いずれにも県内生産額としては計上されないこととなる。この方式は提唱

者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。

分析上の観点からみると、合成樹脂原料に対する需要は、LPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなるが、LPGに対する需要は、石油化学部門の副産物のLPGではなく、専業のLPGに対する需要分のみが波及計算の対象となり、石油化学の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

エ 分離方式

石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上する方式である。

この方式では、合成樹脂原料とLPGは、本来分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずであるが、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

図 5-4 屑及び副産物の表章形式

① 一括方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	県内生産額
石油化学					
LPG		100		10	110
県内生産額	110				

② トランスファー方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	県内生産額
石油化学					
LPG		100	10		110
				10	(10)
県内生産額	110				(10)

③ マイナス投入方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	県内生産額
石油化学	100				100
LPG	-10			10	(0)
県内生産額	100		(0)		

④ 分離方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	県内生産額
石油化学	100				100
LPG				10	(10)
県内生産額	100		(10)		

(4) 再生資源回収・加工処理部門の取扱い

平成12年表から、今後リサイクル活動が重要視されることを想定し、それらの活動で生じた費用を含めた「再生資源回収・加工処理」部門を新設することになった。この部門で取り扱うものは、屑・副産物のうち有価財に限るものとした。しかし、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、付加価値等の計上を行う範囲については、統計上把握可能な活動のみに限定することとしている。上記(3)と同様に、「石油化学部門が主生産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、石油化学製品を樹脂部門に、LPGを家計部門にそれぞれ販売している場合」を例として説明する。(図5-5)

ア 平成12年表における表章方式

石油化学から発生した副産物のLPGをマイナス計上し、その発生分を新たに設けた「再生資源回収・加工処理」部門に一括して投入させ、当該部門から回収・加工処理経費を付加した額を最終需要部門である家計消費に算出する方法である。

屑・副産物の移輸出入は、マイナス投入方式ではそれぞれの競合部門に直接計上していたが、この方式では、「再生資源回収・加工処理」部門に一括計上することで、移輸入係数の安定化が図られた。

しかし、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、当該部門から需要部門に産出することになるため、産業連関表の原則である「一つの部門に一つの生産物を対応させる」ことができなくなるといった問題が生じた。

イ 平成17年表における表章方式

平成17年表では、再生資源回収・加工処理部門は経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。

石油化学部門の生産は、合成樹脂原料の(100)であるが、副産物として発生したLPG(10)を、LPG部門からマイナス投入(つまり販売)したこととする。LPG部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)である石油化学部門にマイナス、消費部門(列)である家計消費部門にプラスが計上され、副産物であるLPGの生産は差し引きゼロとなる。一方、「再生資源回収・加工処理」部門には、LPGの回収経費が計上され、LPGの需要先へ附随して産出される。

図5-5 再生資源回収・加工処理部門の表章形式

① 平成12年表で適用した表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	県内生産額
石油化学	100					100
LPG	-10		10			(0)
再生資源					18	(18)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
県内生産額	100			(18)		

② 平成17年表で適用した表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	県内生産額
石油化学	100					100
LPG	-10				10	(0)
再生資源					8	(8)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
県内生産額	100			(8)		

(5) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

- (ア) 預貯金の管理、受付及び融資業務……金融(帰属利子)部門
- (イ) 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証業の業務……金融(手数料)部門

このうち、前者(ア)の金融(帰属利子)部門について、帰属計算を行う。

金融(帰属利子)部門の県内生産額は、

$$\text{帰属利子} = \text{貸付金に対する受取利子} - \text{預貯金に対する支払利子}$$

として計算する。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分される。

ただし、住宅ローンは、家計が所有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた帰属利子は「住宅賃貸料」に計上される。

なお、帰属利子は内生部門だけに産出され、自動車ローン等家計への貸出残高であっても、家計への産出を計上しない。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

ウ 政府の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、「社会資本減耗等引当」に計上している。したがって、これらの部門の生産額は、

$$\text{費用額合計} + \text{社会資本減耗等引当 (帰属計算分)}$$

となる。

エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなし、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、原則として全額を家計に産出している。

(6) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。

平成17年表においては、以下の仮設部門を設定している。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該項目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

イ 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にいえばそれぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため、平成2年表からは「自家用自動車輸送部門」のみが自家活動部門として設定されている。

表章形式は、自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門(仮設部門)に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

ウ 鉄屑・非鉄金属屑及び古紙

屑・副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを生産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い部門に格付けて処理している。

(7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。

一方「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方である。

本県では、全国表に合わせ、平成2年表からは、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

(8) 本社の活動経費の扱い

原則として、本社の活動諸経費は、各財・サービスごとに工場経費と合わせて工場所在地に計上した。この場合、工場所在地の投入額には、その地域に存在しない本社事業所の諸経費が計上され、雇用者所得等にも工場従業員の賃金と本社従業員の賃金が含まれることになる。よって、他地域に本社等がある場合、本社にかかわる財・サービス及び雇用者所得等を本社所在地から移入し、本県に本社がある場合には、工場所在地へ移出することによってバランスさせた。

(9) 受委託加工の扱い

受託加工生産とは、原材料の支給を受けて請負う生産であって、製造業一般で広く行われている。

取引基本表では、各部門の生産物が、自社製品であるか受託生産品であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上する。しかし、県内生産額の基礎資料として工業統計調査を利用している部門では、受託側の産業に計上される生産額は原材料等を含まない「加工賃収入」のみである。

一方、非製造業の委託主としては、商社、大規模小売店などが多いが、これら卸・小売業の生産額は「売上高－仕入高＝マージン額」であり、その中間投入に委託生産のための購入材料費は計上しない。

その結果、何らの処理を行わないとすれば、原材料生産部門では商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価となる。

そこで、県内製造業からの委託生産分については委託先の生産額に含め、県内非製造業及び県外からの委託生産分については、次式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより原材料費等を含んだ生産額に膨らましを行い、受託先の生産額に計上した。

$$\text{生産額} = \text{加工賃収入額} \times \text{製品価額} / (\text{製品価額} - \text{原材料費})$$

8 利用上の留意点

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本的フレームに大きな変更がなくても、作成の都度、部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の変更が行われており、そのままでは従来の表との比較は困難であることに留意されたい。

平成17年表の特徴及び利用上注意を要するものは次のとおりである。

(1) 部門分類の変更等

部門分類については、平成14年3月改定の日本標準産業分類(第11回改定)を踏まえつつ、経済構造の変化を的確に捉えるための見直しを行った。

平成17年表における主な変更の状況は次のとおりである。

ア 統合大分類「情報通信」の編成

日本標準産業分類の改定において、中分類「通信業」、「情報サービス業」等によって編成される大分類「H 情報通信業」が新設された。これに伴い、統合大分類「情報通信」を編成した。

イ 新聞及び出版を「製造業」から「情報通信」へ移動

日本標準産業分類の改定において、「新聞業」及び「出版業」が大分類「F 製造業」から「H 情報通信業」に移行されたことに伴い、「新聞」及び「出版」部門を、統合大分類「製造業」から「情報通信」へ移行した。

ウ 電気機械部門の再編

日本標準産業分類の改定において、従来の中分類「電気機械器具製造業」が「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」に3分割された。これに伴い平成17年表では、平成12年表の統合中分類「電気機械」を、「電気機械」、「情報・通信機器」及び「電子部品」に3分割した。

また、電気機械部門全体について見直しを行い、平成17年表では①基本分類と統合細分類との包含関係の一部変更、②統合細分類と統合中分類の包含関係の一部変更、③一部の基本分類、統合細分類及び統合小分類の名称変更などを行った。

エ インターネット附随サービス部門の新設

日本標準産業分類の改定において、「インターネット附随サービス業」が新設されたが、これまでの部門で該当するものがないため、「インターネット附随サービス」部門を新設した。なお、「その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ホスティング・サービスは、本部門に含めている。

オ 郵便・信書便部門の新設

これまでの「郵便」に民間事業者による信書送達の活動を加えた「郵便・信書便」部門を新設した。

カ 石炭の再編

「原油・天然ガス」と「石炭」を統合し、「石炭・原油・天然ガス」部門とした。

キ 対個人サービス部門の分割

日本標準産業分類の改定に伴い、基本分類「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」部門を新設し、統合細分類「その他の対個人サービス」を「洗濯・理容・美容・浴場業」と「その他の対個人サービス」に、統合小分類「対個人サービス」を「洗濯・理容・美容・浴場業」と「対個人サービス」にそれぞれ分割した。

ク 社会福祉（産業）部門の新設

保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社等に認められたことにより、基本分類「社会福祉（産業）」部門を新設した。

ケ 真空装置・真空機器部門の新設

日本標準産業分類の改定において、「真空装置・真空機器製造業」が新設されたことに伴い、これまで「ポンプ及び圧縮機」や「化学機械」などに含まれていた真空装置・真空機器製造業を1つにまとめた基本分類「真空装置・真空機器」部門を新設した。

コ 興行場（除別掲）・興行団の統合表章

日本標準産業分類の改定において、小分類「劇場・興行場」と「興行団」が統合されたこと等に伴い、基本分類「興行場（除別掲）・興行団」として統合表章することとした。

平成17年表の部門分類数を平成7年表及び平成12年表と比べると第5-1表のとおりである。

第5-1表 部門分類数の推移

	平成7年表	平成12年表	平成17年表
基本分類	403	405	407
統合細分類	185	188	190
統合小分類	95	105	108
統合中分類	41	41	43
統合大分類	13	13	13

(2) 「再生資源回収・加工処理」部門の取扱い

7(4)記載のとおり、平成12年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、「屑・副産物」は一括して同部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることとし「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上した。

しかし、平成17年表では、同部門には「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを計上することとし、「屑・副産物」の取扱いについては、平成7年表までと同様に「マイナス投入方式」によって計上している。

(3) 「分類不明」部門の取扱い

「分類不明」部門の概念・定義・範囲は「他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動」とされている。また、産業連関表の概念・定義上、他に産出先がないために、「分類不明(列)」部門に産出している「金融(帰属利子)」部門などもある。

平成17年表では、「分類不明(列)」部門と「営業余剰」部門の交点でバランスを取った結果、その交点にマイナスの額を計上している。

第3節 県内生産額の概念及び推計方法

部門別の県内生産額の推計は、各産業で生産されたすべての財・サービスを約 3,600(10桁分類)の細品目に整理し、これを基本分類(6桁, 407部門)ごとに分類集計した。その際、原則として、当該産業の生産高(商品の生産高やサービスの売上高)をもって生産額とし、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額とした。

部門別の概念及び推計方法、推計に使用した資料については次のとおりである。

なお、本節で言及している日本標準産業分類は、平成14年3月改定(第11回改定)のものである。

1 農業

本部門は、穀類、いも・豆類、野菜、果実、その他の食用作物、非食用作物、畜産、農業サービスからなる。

推計は、原則として、生産数量×単価で行った。ただし、生産数量の得られないもの及び全国生産額が生産数量×単価で推計されていないもの等については、各種資料からそれぞれの品目について各指標の対全国比を計算し、これにより全国生産額を按分した。

〈主な推計資料〉

「生産農業所得統計」、「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「農業物価統計」、「耕地及び作付け面積統計」、「畜産物流通統計」

2 林業

本部門は、育林、素材、特用林産物からなる。

(1) 育林は苗木、立木の成長であり、推計は、育苗は生産数量×単価、造林は造林面積の対全国比により全国生産額を按分した。

(2) 素材は、立木から丸太を生産する活動であり、生産数量×単価で推計した。

(3) 特用林産物とは、きのこ類等を生産する活動であり、生産数量×単価で推計した。

〈主な推計資料〉

「広島県林務関係行政資料」、「木材需給報告書」、「特用林産物の生産販売統計」

3 漁業

本部門は、海面漁業と内水面漁業からなる。

(1) 海面漁業の生産額は、「漁業・養殖業生産統計年報」の生産額を用いた。

(2) 内水面漁業は、生産数量×単価で推計した。

〈主な推計資料〉

「漁業・養殖業生産統計年報」、「広島農林水産統計年報」

4 鉱業

本部門は、金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・砕石、その他の非金属鉱物、石炭・原油・天然ガスからなる。本県で生産活動が行われている部門は、窯業原料鉱物、砂利・砕石、その他の非金属鉱物である。

(1) 窯業原料鉱物は、生産数量×単価で推計した。

(2) 砂利・砕石のうち「砂利、砂」の推計は、「砂利採取業務状況報告書集計表」の採取量計の対全国比により全国生産額を按分した。

「砕石」は、生産数量×単価で推計した。

〈主な推計資料〉

「本邦鉱業の趨勢」、「生産動態統計」、「砂利採取業務状況報告書集計表」、「砕石統計年報」、「採石業者の業務の状況に関する報告書」

5 製造業

本部門は、日本標準産業分類の大分類「F製造業」の活動を主体とし、同「J卸売・小売業」のうち再生資源卸売業の活動、製造小売業のうち製造活動部分のほか、義務教育諸学校における給食の生産活動、空港等で行われる航空機整備の活動を含む。

推計は、次の①、②、③のいずれかの方法で行った。そして、該当部門については、受委託加工の受託分の生産額を加算した。

- ① 「工業統計組替集計」及び「各種生産動態統計調査」の生産額の値を用いる。
- ② 「工業統計組替集計」及び「各種生産動態統計調査」等を基に生産数量×単価で推計する。
- ③ 各種資料からそれぞれの品目について各指標の対全国比を計算し、これにより全国生産額を按分する。

〈主な推計資料〉

「工業統計組替集計」, 「生産動態統計」, 「畜産物流通統計」, 「缶詰時報」, 「牛乳乳製品統計」, 「水産物流通統計年報」, 「食糧統計年報」, 「国税庁統計年報書」, 「商業統計」, 「木材需給報告書」, 「薬事工業生産動態統計年報」, 「中国運輸局船舶関係資料」, 「管内造船状況について」

6 建設

本部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った建築・土木活動であり、住宅建築、非住宅建築、建設補修、公共事業及びその他の土木建設からなる。なお、これらの建設工事に係る用地費及び移転補償費は生産額に含めない。

- (1) 住宅建築及び非住宅建築は、「建設総合統計年度報」により全国生産額を按分した。
- (2) 建設補修は、「建設工事施工統計調査報告」の維持・修繕工事の元請工事完成高により全国生産額を按分した。
- (3) 公共事業及びその他の土木建設は、国土交通省の推計値を用いた。

〈主な推計資料〉

「建設総合統計年度報」, 「建設工事施工統計調査報告」

7 電力・ガス・水道

(1) 電力

本部門は、事業用発電と自家発電からなる。

ア 事業用発電の推計は、「県民経済計算」の推計値を暦年転換した。

イ 自家発電は、生産数量×単価で推計した。

(2) ガス・熱供給

本部門は、都市ガスと熱供給業からなる。本県で生産活動が行われているのは都市ガスのみである。

都市ガスは、生産数量×単価で推計した。

(3) 水道、廃棄物処理

ア 水道は、上水道・簡易水道、工業用水、下水道からなる。

上水道・簡易水道、工業用水は、県分については「広島県公営企業決算書」、市町村分については「市町公営企業決算概況」の収益から推計した。下水道は、「県民経済計算」の推計値を用いた。

イ 廃棄物処理は、廃棄物処理(公営)と廃棄物処理(産業)からなる。

廃棄物処理(公営)の推計は、「事業所・企業統計」の従業者数の対全国比により全国生産額を按分した。廃棄物処理(産業)の推計は、「サービス業基本統計組替集計」の事業収入額の対全国比により全国生産額を按分した。

〈主な推計資料〉

「ガス事業年報」, 「広島県公営企業決算書」, 「市町公営企業決算概況」, 「県民経済計算」, 「事業所・企業統計」, 「サービス業基本統計組替集計結果」

8 商業

本部門は、日本標準産業分類の大分類「J 卸売・小売業」の活動を範囲とし、卸売と小売からなる。

なお、本部門は、農業協同組合の販売・購買事業、食糧管理特別会計等の活動を含み、再生資源卸売業の活動及び製造小売業のうち製造活動部分は含まない。生産額は、商業マージンである。

推計は、「商業統計」から対全国比で全国生産額を按分し、これに食糧管理特別会計等の活動部分を推計して加算した。

〈主な推計資料〉

「商業統計」, 「総合農協統計表」, 「県民経済計算」

9 金融・保険

本部門は、金融と保険からなる。

- (1) 金融部門の生産額は、帰属利子(=受取利子－支払利子)と手数料収入の合計である。推計は「県民経済計算」の推計値を用いた。
- (2) 保険部門は、生命保険と損害保険からなる。推計は「県民経済計算」の推計値を用いた。

〈主な推計資料〉

「県民経済計算」

10 不動産

本部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)からなる。

住宅賃貸料(帰属家賃)は、持家の使用によって生じるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の賃貸賃料に相当する。

- (1) 不動産仲介及び賃貸は、全国生産額を「事業所・企業統計」の従業者数の対全国比により按分した。
- (2) 住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)の推計は、「県民経済計算」、「住宅・土地統計調査」、「建築統計年報」を用いて行なった。

〈主な推計資料〉

「事業所・企業統計」、「県民経済計算」、「住宅・土地統計」、「建築統計年報」

11 運輸

本部門は、鉄道旅客輸送、鉄道貨物輸送、道路旅客輸送(除自家輸送)、道路貨物輸送(除自家輸送)、自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)、外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾運送、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、こん包、その他の運輸付帯サービスからなる。

推計は、次の①、②、③のいずれかの方法で行った。

- ① 「旅客地域流動調査」等の各種資料からそれぞれの部門の指標の対全国比で全国生産額を按分した。
- ② 「運輸要覧」等各種資料からそれぞれの部門の運輸収入等を生産高とした。
- ③ 「県民経済計算」の推計値を用いた。

〈主な推計資料〉

「運輸要覧」、「旅客地域流動調査」、「貨物地域流動調査」、「県民経済計算」、「(旧)日本郵政公社統計データ」、「自動車輸送統計月報」、「港湾統計(年報)」、「空港管理状況調査」、「航空輸送統計年報」、「高速道路便覧」、「サービス業基本統計組替集計」、「事業所・企業統計」、「陸運統計要覧」

12 情報通信

本部門は、郵便・信書便、電気通信、その他の通信サービス、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・文字情報製作からなる。

推計は、次の①、②のいずれかの方法で行った。

- ① 「特定サービス産業実態調査」等の各種資料からそれぞれの部門の指標の対全国比で全国生産額を按分した。
- ② 「県民経済計算」の推計値を用いた。

〈主な推計資料〉

「(旧)日本郵政公社統計データ」、「テレコムデータブック」、「特定サービス産業実態統計」、「通信産業基本調査」、「県民経済計算」、「事業所・企業統計」

13 公務

中央・地方の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門(具体的には、公園、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているもの。)を除いたものの活動で、おおむね日本標準産業分類の中分類「国家公務」、「地方公務」の活動である。

生産額は、最終需要部門の「一般政府消費支出」の公務(中央)、公務(地方)のそれぞれの集積的消費支出の推計値を用いた。

14 サービス

本部門は、おおむね日本標準産業分類の大分類「M 飲食店、宿泊業」、「N 医療・福祉」、「O 教育、学習支援業」、「P 複合サービス事業」(郵便局、郵便局受託業を除く。),「Q サービス業(他に分類されないもの)」の活動を範囲とする。

推計は、次の①、②、③のいずれかの方法で行った。

- ① 「事業所・企業統計」等の各種資料からそれぞれの部門の指標の対全国比で全国生産額を按分した。
- ② 「県民経済計算」の推計値を用いた。
- ③ 「サービス業基本統計組替集計」から推計した。

〈主な推計資料〉

「事業所・企業統計」、「県民経済計算」、「サービス業基本統計組替集計」、「病院報告」、「社会福祉施設等調査報告」、「介護保険事業状況報告」、「特定サービス産業実態統計」、「工業統計組替集計」、「商業統計」、「広島県決算状況表」、「市町財政概況」、「国勢調査」、「消費者物価指数年報」、「企業向けサービス価格指数」

15 事務用品

本部門は、各産業部門が、一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とする。

推計は、投入額の推計と合わせて行った。

16 分類不明

本部門は、他のいずれにも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

推計は、投入額の推計と合わせて行った。

第4節 最終需要部門

1 概念

(1) 家計外消費支出

本章第5節1の(1)家計外消費支出を参照のこと。

(2) 民間消費支出

家計消費支出及び対家計民間非営利団体消費支出からなる。

ア 家計消費支出

家計の財・サービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せず残った物を含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

イ 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売を差し引いたものに等しい。

(3) 一般政府消費支出

政府が経済的に意味のない価格で提供するサービスに関する支出のうち、政府自身が負担した費用である。すなわち、政府サービス生産者により供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での販売額を差し引いたもの、つまり、政府のサービスの自己消費額に等しい。

①中央政府集合的消費支出、②地方政府集合的消費支出、③中央政府個別消費支出、④地方政府個別消費支出からなる。

① 中央政府集合的消費支出、② 地方政府集合的消費支出

外交・防衛(中央政府)など及び議会・警察(地方政府)などの社会全体に対するサービスに関する支出が対象となる。

集合的消費支出として計上するものは、「下水道★★」、「廃棄物処理(公営)★★」、「水運施設管理★★」、「航空施設管理★★」、「公務(中央, 地方)★★」、「学校教育(国公立)★★」、「社会教育(国公立)★★」、「その他の教育訓練機関(国公立)★★」、「自然科学研究機関(国公立)★★」、「人文科学研究機関(国公立)★★」である。

(名称末尾の「★★」は政府サービス生産者を示す。160ページ参照)

③ 中央政府個別消費支出、④ 地方政府個別消費支出

教育・保健衛生などの個人に対する財・サービスに関する支出が対象となる。

個別消費支出として計上するものは、「学校給食(国公立)★★」、「公務(中央, 地方)★★」、「学校教育(国公立)★★」、「社会教育(国公立)★★」、「その他の教育訓練機関(国公立)★★」、「保健衛生(国公立)★★」、「社会保険事業(国公立)★★」、「社会福祉(国公立)★★」である。

(4) 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

政府が経済的に意味のない価格で提供するサービスに係る固定資本減耗分を範囲とする。

具体的には、「道路, 港湾, 航空, 下水道, 廃棄物処理, 都市公園, 自然公園, 治水, 農業(灌漑施設), 林業(林道), 漁業, 学校施設, 社会教育施設等」である。

(5) 県内総固定資本形成

ア 県内における建築物, 機械, 装置など固定資産の取得(購入, 固定資産の振替)からなり, 資産の取得に要した資本の本体費用, 据付工事費, 運賃マージン, 中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため, 特許権, のれん代などの非生産資産は含まない。土地は非生産資産であるため, 固定資本形成には含まないが, 土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

イ 固定資産として規定する資本財の範囲は, 耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。

ウ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし, 資産の耐用年数を延長する場合, 偶発的に対応する大補修, 大改造は原則として資本形成に計上する。また, 鉄道・軌道業の線路, 送配電設備, 信号設備や通信業のケーブル及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

エ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成に計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち、役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は、自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

オ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「公務(中央)★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産(空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等)であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

総固定資本形成は、政府サービス生産者及び公的企業による総固定資本形成(公的)と、産業(公的企業を除く。)及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計による総固定資本形成(民間)からなる。

なお、家計が行う資本形成は、建物・構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

(6) 在庫純増

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなる。

各在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(7) 移輸出

県外(国外を含む。)に対する財・サービスの移輸出を計上する。

ア 普通貿易の輸出品の評価はFOB価格で評価する。

イ 県外(国外を含む。)からの委託生産の場合は県内生産額を、県外(国外を含む。)への委託生産の場合は原材料等を計上する。

ウ 再移輸出品は移輸出に計上しない。

エ 県外(国外を含む。)からの旅行者等の県内での財・サービスの購入分を直接購入として計上する。

オ 輸出業者を経由する輸出品の県内取引に係る消費税を調整項として計上する。

(8) 移輸入

県外からの財・サービスの移輸入を計上する。

ア 普通貿易の輸入品の評価はCIF価格で評価する。

イ 県外(国外を含む。)からの委託生産の場合は原材料等を、県外(国外を含む。)への委託生産の場合は県内生産額を計上する。

ウ 県内居住者の県外(国外を含む。)への旅行等による県外での財・サービスの購入分を直接購入として計上する。

エ 輸入品に係る関税及び輸入品商品税を(控除)関税及び(控除)輸入品商品税として移輸入に計上する。

2 推計方法

(1) 家計外消費支出

部門別県内生産額に全国表の投入係数を乗ずることにより得られた家計外消費支出(行)の合計を総額として、これを全国表の家計外消費支出(列)の構成比で分割した。

(2) 民間消費支出

ア 家計消費支出

二人以上世帯及び単身世帯別に、一世帯当たりの部門別の支出額×世帯数により部門別の産出額を推計し、加算項目を計算して初期値とし、全国表の構成比などを考慮して調整した。こうして算出した計数は購入者価格であるため、全国表のマージン率を用いて生産者価格に転換した。

イ 対家計民間非営利団体消費支出

全国表の対家計民間非営利団体消費支出を「事業所・企業統計」の従業者数の対全国比により按分したものを総額とし、これを全国表の構成比で分割した。

(3) 一般政府消費支出

県内生産額から国立学校の授業料、使用料及び手数料などの商品・非商品販売を差し引いた額を集計した。

(4) 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

粗付加価値部門の資本減耗引当(社会資本等減耗分)の推計値と同額を、一般政府消費支出(社会資本等減耗分)として一括して計上した。

(5) 県内総固定資本形成

ア 県内総固定資本形成(公的)

政府建設と政府非建設とに分けて、まず、10桁分類での県内生産額を基に政府建設を推計した。

次に「県民経済計算」の県内総固定資本形成(公的)を暦年転換して得られた総額から、先に求めた政府建設の総額を減じて政府非建設の総額とした。この総額を、全国表の同部門の構成比で分割して政府非建設とした。こうして得た政府建設と政府非建設を合計して、県内総固定資本形成(公的)とした。

イ 県内総固定資本形成(民間)

民間建設と民間非建設とに分け、まず、10桁分類での県内生産額を基に民間建設を推計した。

次に民間非建設を農業、漁業・水産養殖業、非農林水産業に分けて推計した。農業及び漁業・水産養殖業については、「県民経済計算」の推計値及び全国表の「固定資本マトリックス」を用いてそれぞれ推計し、農業については10桁分類での県内生産額を基に植物成長等を加算した。非農林水産業については、船舶、機械・装置、車両・運搬具及び工具・器具・備品等に分け、それぞれ製造業、非製造業(除電気・ガス業)、電気・ガス業ごとに県民経済計算の推計値や「工業統計組替集計」等を用いて推計した。こうして得た額を合計して民間非建設とした。さらに、民間建設と民間非建設を合計して県内総固定資本形成(民間)とした。

(6) 在庫純増

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増及び原材料在庫純増は、「工業統計組替集計」等を用いて推計した。

流通在庫純増は、県内需要額(県内中間需要+県内最終需要計)を全国表の国内需要額(国内中間需要+国内最終需要計)で除して得た割合で、全国表の流通在庫純増を分割して推計した。

さらに、政府企業の在庫純増を県民経済計算の推計値を基に各在庫に加算した。

(7) 移輸出

輸出と移出に分けて推計した。

輸出(普通貿易)は、「商品流通調査」、「広島県の貿易」、「貿易統計」を用いて推計した。輸出(特殊貿易)、輸出(直接購入)及び調整項は、各種資料から全国表の数値を按分した。

移出(普通貿易)は、「工業統計組替集計結果」、「商品流通調査」等の資料を用いて推計した。移出(特殊貿易)は、各種資料より移出率を求めて推計した。移出(直接購入)は、県外からの旅行者による県内での購入額を推計した。

(8) 移輸入

輸入と移入に分けて推計した。

輸入(普通貿易)は、「商品流通調査」、「広島県の貿易」、「貿易統計」を用いて推計した。輸入(特殊貿易)、輸入(直接購入)及び(控除)関税及び(控除)輸入品商品税は、各種資料から全国表の数値を按分した。

移入(普通貿易)は、「商品流通調査」等の資料を用いて推計した。移入(特殊貿易)は、各種資料より移入率を求めて推計した。移入(直接購入)は、県内居住者の県外への旅行による購入額を推計した。

第5節 粗付加価値部門

1 概念

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として、宿泊・日当)を範囲とする。

ア 福利厚生費

福利施設負担額(食堂給食施設を除く福利厚生のための施設に係る費用)等、保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)、娯楽・スポーツ費(従業員及び家族のレクリエーション及びこれらの施設に関する費用)等からなっている。

イ 交際費

得意先、仕入れ先、その他の事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ウ 宿泊・日当

役員または従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当・宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

列部門の家計外消費支出の合計額と行部門の家計外消費支出の合計額とは一致する。

(2) 雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の所得に含めるものとする(発生主義)。さらに雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対する所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)を範囲とし、個人業主の所得は営業余剰に含める。

ア 賃金・俸給

常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金、議員歳費及び役員俸給からなる。

イ 社会保険料(雇用主負担)

政府管掌健康保険(日雇特例被保険者を含む。)等の雇主負担の社会保険料である。

ウ その他の給与及び手当

退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険に関する上積給付金及び財産形成に関する費用からなる。

(3) 営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当及び純間接税(間接税一補助金)を控除したものを範囲とし、内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めない。なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス(帰属利子=受取利子-支払利子)を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。

個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含められる。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しない。

また、消費税については、平成17年表では平成12年表と同様に、①納税額を間接税に含め、②投資財の仕入れに係る消費税額(控除の対象)、③輸出業者経由輸出品の県内取引に係る消費税額等は本部門に含むこととした。

(4) 資本減耗引当

固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損からなる。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などに

よる不慮の損失に対するものである。資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

なお、物品賃貸業の資本減耗引当については、すべて所有産業に計上される。

(5) 資本減耗引当(社会資本等減耗分)

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、(4)「資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損からなる。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業、学校施設、社会教育施設等」である。

(6) 間接税(除関税・輸入品商品税)

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

なお、消費税納税額のうち産業分は、平成17年表では平成12年表と同様に、本部門に含まれている。

また、特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止された。しかし、後納等分が存在している可能性があることから、この場合は、平成12年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

(7) 経常補助金

経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金及び給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れ等は経常補助金とみなす。

2 推計方法

(1) 家計外消費支出、資本減耗引当(社会資本等減耗分)

部門別県内生産額に全国表の投入係数を乗ずることにより推計した。

(2) 雇用者所得、資本減耗引当、間接税(除関税・輸入品商品税)

製造業については、「工業統計組替集計」を用いて推計を行った。非製造業については各種統計資料を用いて推計した。

(3) 営業余剰

各列部門の残差項とした。

(4) 経常補助金

県民経済計算の推計値や各種統計資料を用いて推計した。

第6節 商品流通調査の概要

(1) 調査の目的

県内製造業事業所の製造品出荷に関する県際関係を把握し、製造品の流通実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査対象

日本標準産業分類(平成14年3月改定(第11回改定))に掲げる大分類「F製造業」に属し、平成15・16年工業統計調査準備調査名簿及び平成17年経済産業省生産動態統計対象名簿から抽出した事業所。なお、経済産業省が実施する商品流通調査の対象事業所は除く。調査対象事業所数は841事業所である。

(3) 調査期日

平成17年(暦年)の1年間について調査し、平成18年7月7日を提出期限とする。

(4) 調査事項

次の事項に関する平成17年(暦年)の年間実績

- ア 製造品の生産額, 自工場消費額, 国内向け出荷額及び輸出向け出荷額
- イ 製造品の最終消費地域別出荷内訳

(5) 調査系統

県→対象事業所

(6) 調査方法

郵送調査(自計申告)

(7) 集計方法

経済産業省の実施する商品流通調査の結果と合算し、集計する。

